


所管部課	子育て支援部・青少年課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う就労形態の多様化に対応するため、就労の居宅内・外によって学童保育所の入所の有利不利が発生しないよう、規定の見直しを行う。併せて、より円滑に入所審査事務を進め、保護者負担の軽減を図るため、所要の見直しを行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①テレワーク等の普及に配慮し、居宅外労働・居宅内労働の配点差を無くす。 ②保護者の障害事由に精神障害者福祉保健手帳の所持を追加する。 ③介護の要件を、医師診断書や要介護認定で確認できる規定に変更する。 ④公平性の観点から、滞納者への減点を厳格化する（6か月滞納→2か月滞納で減点）。 ⑤間食辞退届の提出期限を、間食しない期間の7日前から前日に変更する。 ⑥学童保育所入所申請書・学童保育所延長学童保育利用申請書について、保護者負担軽減を図るため簡素化する。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日（ただし、入所の承認等に係る行為は同日前においても改正後の例により行うことができる）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う就労形態の多様化への対応、より円滑な入所審査事務、保護者負担軽減が図られる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。